

平成25年10月22日から
平成25年10月22日まで

標 茶 町 議 会
第 4 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町役場議場

平成25年標茶町議会第4回臨時会会議録目次

第 1 号（10月22日）

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
報告第 9 号 専決処分した事件の承認について	6
報告第10号 専決処分した事件の承認について	11
報告第11号 専決処分した事件の承認について	11
議案第57号 平成25年度標茶町一般会計補正予算	16
議案第58号 平成25年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	16
閉議の宣告	18
閉会の宣告	19

平成25年標茶町議会第4回臨時会会議録

平成25年標茶町議会第4回臨時会会議録

○議事日程（第1号）

平成25年10月22日（火曜日） 午前10時35分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 報告第 9号 専決処分した事件の承認について
- 第 5 報告第10号 専決処分した事件の承認について
報告第11号 専決処分した事件の承認について
- 第 6 議案第57号 平成25年度標茶町一般会計補正予算
議案第58号 平成25年度標茶町下水道事業特別会計補正予算

○出席議員（14名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 松下哲也君 | 2番 長尾式宮君 |
| 3番 菊地誠道君 | 4番 本多耕平君 |
| 5番 林博君 | 6番 黒沼俊幸君 |
| 7番 後藤勲君 | 8番 舘田賢治君 |
| 9番 鈴木裕美君 | 10番 田中敏文君 |
| 11番 熊谷善行君 | 12番 深見迪君 |
| 13番 川村多美男君 | 14番 平川昌昭君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|--------|-------|
| 町長 | 池田裕二君 |
| 副町長 | 森山豊君 |
| 総務課長 | 島田哲男君 |
| 企画財政課長 | 佐藤弘幸君 |
| 住民課長 | 佐藤吉彦君 |
| 建設課長 | 井上栄君 |
| 教育長 | 吉原平君 |
| 水道課長 | 妹尾茂樹君 |
| 農林課長 | 牛崎康人君 |

平成25年標茶町議会第4回臨時会会議録

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	玉手美男君
議事係長	小野寺一信君

平成25年標茶町議会第4回臨時会会議録

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長(平川昌昭君) ただいまから、平成25年標茶町議会第4回臨時会を開会します。
ただいまの出席議員14名、欠席なしであります。

(午前10時35分開会)

◎開議の宣告

- 議長(平川昌昭君) ただちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長(平川昌昭君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、
11番・熊谷君、12番・深見君、13番・川村君
を指名いたします。

◎会期決定

- 議長(平川昌昭君) 日程第2、会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。
よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長(平川昌昭君) 日程第3、行政報告及び諸般報告を行います。
町長から、本臨時会招集理由とあわせ、行政報告を求めます。
町長・池田君。

- 町長(池田裕二君) (登壇) 第4回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず、はじめに本臨時会の招集理由についてでございますが、9月16日から17日にかけて通過した台風18号による災害対応をするため、一般会計補正予算の専決処分を行いましたので、そのご承認および今月、磯分内下水道処理において緊急対応の事案が生じたため、一般会計からの繰り出しによる下水道事業特別会計補正予算の専決処分を行ったものであり、そのご承認並びに今後の対応に係る補正予算措置について議決をいただきたく、本臨

時会を招集したものであります。

続いて行政報告をいたします。

第3回定例会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配布のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

なお、次の3点について補足いたします。

1点目は、「台風18号による災害対策について」であります。

去る9月16日から17日にかけての「台風18号による災害対応について」ご報告いたします。

9月16日台風18号は釧路沖の東南東120キロを通過し温帯低気圧に変わりましたが、16日夕方から夜半まで暴風を伴う激しい雨がふり、本町においては、午後1時51分に大雨警報、午後3時42分には暴風警報が出されたため、関係課による被災予想箇所の土のう積など災害防止策を行うと共に、他の職員は自宅待機の措置をとりましたが、午後6時42分には、土砂災害警報及び洪水警報の発表を受け、道路決壊、河川増水などによる被害も想定されたことから、午後6時45分に災害対策本部を設置、職員を招集し道路パトロール・河川調査及び流水による道路決壊、低地民家への浸水予防等を行ったものであります。

また、標茶消防署に土砂災害警戒地域の巡視、標茶町災害対策土木協議会には旭町スガワラ川での土のう積み要請をしたものです。

16日午後7時には、下オソベツ樋門で釧路川本流からシロンド川への逆流により、近隣農家への浸水の恐れが予想されたため、釧路開発建設部に排水ポンプ車の要請を行い、樋門水位上昇を見据え、午後10時43分排水作業を開始したものです。

幸い、翌17日早朝より水位が下降に転じ、午前8時に排水作業を中止し、午前8時25分撤収作業を終えたところであります。また、道路、河川、下水道、弱者対策などの災害対応につきましても安全性が確保されたことから午前10時に災害対策本部を解散したものです。

今回の総雨量は、標茶市街で118ミリメートル、塘路で157ミリメートルに達し、最大1時間降雨量が塘路の46.5ミリメートルと観測史上1位を更新する状態であり、被害状況につきましては、町道路肩決壊等が80路線166箇所、林道、治山法面崩壊等17路線30箇所、明渠排水路等農業施設8箇所、農作物被害11ha、標茶霊園法面崩壊11箇所などであり、現在、復旧対応を進めているところであります。

今後とも、災害等に対しまして「安全で安心なまちづくり」を進めるため、さらに防災対策充実に努めてまいり所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目は、「磯分内終末処理場の緊急対応について」であります。

磯分内終末処理場の緊急対応について、ご報告申し上げます。

ご承知のとおり、磯分内終末処理場につきましては、国の社会実験であるクイックプロジェクトの認定を受け、全国ではじめて、微生物によりきれいにした水と活性汚泥を膜でろ過して放流する工場製作型膜分離活性汚泥法を採用し、平成24年3月から運転を開始して

おりますが、去る10月8日、処理能力の低下により、流入水の一部が処理されずオーバーフローし、十文字平川を経て釧路川に流出する事象が確認されました。

直ちに、放流水の水質検査を実施し、処理場の放流口では放流水質基準を超過する成分が一部含まれていることが確認されましたが、その先、用悪水路下流部及び合流河川の十文字平川下流部では、このことによる水質の悪化は見られませんでした。

この状況につきましては、国・道への報告及び対応協議を行ない、また、下流部関係機関に対しましても同様の報告に加え、環境への影響は極めて少ないこと、また早急な原因の究明、対策を行なうことをお伝えし、ご理解をいただいたところあります。

緊急対応としましては、住民への節水の呼びかけを行い、オーバーフロー分は標茶終末処理場に移送し、適正に処理を行なっているところであり、また、当面の対応策として、仮設の処理施設の設置を予定しているところあります。

今後につきましては、住民に不便をかけないこと、下流部に影響を与えないことを第一に考え、国土交通省をトップに関係機関等によるプロジェクトチームが組織され、原因の究明・検証、恒久対策の検討を早急に行ない、結果が判明され次第、対策に努めてまいります。

なお、本件の緊急対応及び当面の対応策に係る予算につきましては、後ほど、報告並びに提案をさせていただきますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

3点目は、オータムフェストの参加状況についてであります。

「北海道の食」をテーマとし、道内各地のこだわりの素材や特産品の展示販売を通じて、市町村のPRや地域の活性化などを目的とした「札幌オータムフェスト2013」に本町からも参加いたしましたので、その状況についてご報告申し上げます。

札幌大通公園を会場に開催され、本年は9月20日から24日までの5日間、観光協会をメインとして、農協、生産者、町が連携して臨み、「しべちゃ牛乳」・「星空の黒牛」・「ワカサギの佃煮」・「飲むヨーグルト」などのPR販売を行いました。

札幌オータムフェストの参加は今回で6回目となりますが、多くの来場者の皆さんに「しべちゃ町」のPRと本町物産を知っていただくことができ、また、来場者の反応に手ごたえを覚え、今後の可能性を感じたところあります。

これからも、生産者、事業者、町が連携して様々な機会をとおり、本町の魅力と優良な物産等のPRに努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で、今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） ただ今の口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。

ご質疑ございませんか。

なければ、議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎報告第9号

○議長（平川昌昭君） 日程第4、報告第9号を議題といたします。

本件について趣旨説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君）（登壇） 報告第9号について、ご説明いたします。

本件につきましては、平成25年度標茶町一般会計補正予算（第4号）の専決処分でございます。

内容につきましては、9月16日の暴風雨による災害復旧に要する経費の補正でございます。補正額は4,465万円の増額であります。

本件は、9月19日をもって専決処分させていただきました。

ご承認のほどお願い申し上げます。

議案の1ページをお開き下さい。

報告第9号、専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次ページをお開き下さい。

専決処分書（写）、平成25年度標茶町一般会計補正予算（第4号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

補正予算書の1ページをお開き下さい。

平成25年度標茶町一般会計補正予算（第4号）

平成25年度標茶町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,465万円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億1,376万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従い、ご説明申し上げます。

8ページをお開き下さい。

（以下、補正予算説明書により内容説明のため記載省略）

なお、2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」については、ただ今までの説明と重複しますので、省略させていただきます。

以上で、報告第9号の内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに、歳入歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 4,460万の補正なんですけど、工事もかなり箇所があるようですが、だいたい工事が始まったら、ここでみている4,460万の工事の内容というのは、いつ頃までに終わるということになるんでしょうか。場所がいろんなところですから、即やれるところとか、雨、水の災害は、いろんな条件が変わりますから、時期的なものもずれたりしますが、工事の完了までにはその辺はどんな箇所づけになりますか。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

今、ご指摘のとおり非常に箇所数が多くなっておりまして、ご質問のいつ頃めどにということ考えているところなんですけど、目標値としては、地面が凍り雪が降る前、11月一杯若しくは12月のあたまでには、特に道路関係につきましては、できるだけ除雪に支障きさたないようにもっていきたいというつもりで、進めております。

そのため、今回の被災の復旧につきましては、今年中、今年度中に全部完成させられない箇所も出てきますので、応急それから拡大防止策等をうっておきまして、次年度で最終的な復旧をする箇所も出てくることを想定しております。目標としては、今発注しているもの発注されるものにつきましては、11月下旬ぐらいをめどに対応したいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 次年度にどのくらいの箇所が繰越されるのか、およそこの予定金額のなかで、どのくらいの金額が次年度に回っていくようなことになるのか、お聞きしておきたいと思っております。

それと、あわせて川のほうの関係がこの災害はあると思うんです。これだけの数のなか。川のなかに流木が入ったり、いろんなことがありますけど、この川のほうの整理もここに入っていると思っておりますが、それらはどのような工期というか、時間単位で考えられているのか、お答え願いたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

現時点で、H25ではなくH26まで引っ張らざるを得ないと思っている基本的な被災状況の箇所につきましては、切りの法面が流失した箇所がありまして、これにつきましては他の被災よりもちょっと時間をかけなきゃならないというのがありまして、拡大防止のシート施行等を行いまして、次年度で工法を決めて最終的に復旧したいと思っております。金額的には、現時点でH26で900万円復旧費として試算してございますが、法面の状況によりましては、工法かえなきゃならないということもありまして、これより安くなるということは考えられないかなと、もう少しアップする可能性のほうが高いかなというふうに、現課では思っているところでございます。

川の被害につきましては、それぞれ土嚢積等で対応した河川もございますが、本町の場合、川と農林事業の明渠事業で過去に工事を実施した箇所が、今回いろいろな被災を受けている状況がありますので、それにつきましては担当の農林課長のほうからお答えさせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 明渠排水の関係の部分、お答えさせていただきます。

今回、専決のなかで見込ましてもらっている分につきましては、基本的に春先の融雪災害のときに被害が拡大しないように、やっていきたいというふうに考えているところがございます。箇所のブロックが波打ち上に破損されてしまったものが一つありますけれども、それと加えて支障木がありまして、それに流木がかかって河川の増水、明渠の増水につながっている箇所がございます、これらについてもあせて早急にやっていきたいと考えているところであります。先だっても、大雨がくるというようなことありましたので、流木等については一部この専決予算を待たずに町職員の手によって、緊急対応して被害の拡大を防いでいるところであります。

○議長（平川昌昭君） 8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 流木被害のほうの関係なんですが、これ以上また災害がくれば別なはなしですけども、現状ではいつ頃までこの明渠の整理ができるというふうに理解してればいいんですか。

○議長（平川昌昭君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 準備ができしだい委託業務として、発注をして除去していきたいと考えております。遅くとも年度内にこちらのほうは完了すると思っています。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

7番・後藤君。

○7番（後藤 勲君） 今のこの工事の関係なんですけれども、見るところによりますと、阿歴内方面については新しくできた道路そのものの法が非常に崩れているというようなことが見受けられるのと、小さい川についてはヒューム管なり土管が結局のみ込めない状況のなかで、壊れているようなところが多々見受けられるわけですけども、このへんについても今課長が言ったように、法面についてはこれからの工法としてある程度考えていかななくてはならないということなんですけれども、傾斜から見ると随分いままでと同じ状態で、やっていることによって、崩れるんだろうと、土質の関係もあると思いますけれども、この頃台風なり雨が多いいいことを考えていくと、これからの法面の方法とか路肩の部分もなんともないところから、何メートルか崩れているというようなところがよくあるんですけども、そういうところについては、10メートルなら10メートルかけているけれども、そこを直しても、また、次のところで同じような状態が何回かおきていくような気がするんです。このへんについての考えかたというか、金額的にある程度安くやらない部分もあろうかと思っておりますけれども、中途半端に安くやることによって、また、

次の災害になったとき、今また台風きていますけれども、そういうような状況になったときに無駄な金になってしまうような気がするのですけれども、このへんのところも考えて対処していただけるのかなという感じがするのですが、いかがですか。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

今、ご指摘の部分なのですけれども、異常な降雨に伴います被災でございますので、基本的な考え方は原形復旧ということで考えております。

少ない経費で効果的な被災箇所の復旧が、可能であれば管を太くする、柵を増強する等のグレードアップも考えて対応しているところでございますが、法面の部分につきましてはご指摘のとおりかなり難しい部分がございます、これまでも悩んできているところがございます。本町の場合は補助事業を使って一定のルールのなかで、工事をしてきたという経過もございまして、その間にも、切土法面の被災を受けたり、新たな工法で吹きつけをやったり、生芝を張ったりというような対応をしてきておりますが、遊水の状況とか土質の状況いろんな状況がございまして、同じ工法をとっても被災を受けない箇所と被災を受ける箇所というのが、ばらつきが出てくるのが現状でございます。一番安く効果的なのというのが法面を緩くする工法ですが、これまでも、やれるところを実施してきている、追加買収で道路用地を拡張、売ってもらいまして、そこで切土法面の勾配を緩くして芝を張り付けるという工法が、一番安い方法ではあると思っております。ただ、背後地の状況によりましては、追加買収は、畑が少なくなってしまうので、勘弁してほしいということで、ケースバイケースがございまして。用地買収までいくとなると、かなりの事務的な労力とエネルギーがかかるものですから、原形の貯蔵敷地のなかで対応する方法が、いろんな工法のなかで検討をしてということで、さまざまな検討をしているところがございます。なかなか、これだけお金をかければという単純なものではございませんので、そのあたりはご理解のほどお願いいたします。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

4番・本多君。

○4番（本多耕平君） 今、後藤議員のほうから、工法内容についての質問があったわけですけれども、二点ほど伺いますが、今回の大雨による災害ということで、わたくしもいろいろと現場見てまいりました。一番目立ったところは、町道、道々の傾斜の部分でむしろ下の部分のほうで路肩がまいっているのが非常に多くございました。というのは、プロの方々が生じたことですから、わたくし感じたことは、縁石がなくていっているところ、また縁石があって傾斜で縁石の部分を水が流れていって、縁石のきれたところから路肩が崩れていっているのが非常に多いわけです。したがって、今後の現状復帰ということがありますし、縁石のありかたというのは、傾斜地あるいは傾斜から平らになる部分での縁石の効果というのは多いのかと感じました。そのようなことで、ぜひ今一度、現状復帰もいいんですが改めて災害が同じところで起こらないというためにも、縁石の再検討をぜひお

願いたいと思うんです。もう一点は、町道から耕作道、取り付け農道があるのですが、そこの取り付け部分、耕作道が傷んでいる現状ですが、町道から水がかなり流れ込んでいるという壊れた部分があるわけです。よく見ますと町道のほうが高く、取り付け道路が低いものですから、町道からかなり流れ込んで決壊している箇所が多い。今後、耕作道については舗装になっていないで、グレーダーで砂利を均すところが多いわけですから、できればグレーダーをかける際に耕作道と農道の一部、多少とも落差つけることによって、取り付け部分のほうに水が流れないで、取り付け部分を破壊しないという部分が何点か見られましたので、ぜひ、この修理のなかで検討をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） 工事のなかでは、まず縁石の部分なんですけれども、私ども机上で設計を組む段階で、どこまで縁石を延すべきなんだと議論するんですが、今ご指摘のとおり完全に勾配のあるところから、平坦部分に移ったときにどれだけ延すかといったときに補助事業等では一定のルールがありまして、単純に延せないということがございますが、この災害復旧等につきましては、先ほどのグレードアップというお話もさせていただいたのですが、効果的な場所につきましては、この舗装道路につきましては考えていきなると、アスファルト縁石等なんですけど、対応している部分もございます。補助事業でやる場合には限界がありますので、単費でやることになると思いますが、ご指摘のとおり縁石の延長につきましては、できるだけ効果的な部分のところまで延しておいて、被害を防いでいくということが、予防としてはいいと私どもも思っていますので、これにつきましてはこれからも検討していきたいと思っております。耕作道等の関係なんですけど、町道からの流水に伴いまして被災が大きくなった場合には、全て私道ですからだめですよというような対応はこれまでもしておりませんが、かなり数のあることなんで、見逃している部分もあるかと思っております。ご指摘のとおり砂利道のケースを今言われたのかと思っておりますけれども、舗装道で一部取り付け道路をやっているところでも、なんらかの方法で砂利を置くなりして出入りがちょっとしづらくなっても、農家さんがそれでもいいんだと、被災されないほうがいいというようなことがございましたら、対応していくことを検討してまいりたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、歳入・歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許しません。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

平成25年標茶町議会第4回臨時会会議録

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、報告第9号は、承認されました。

◎報告第10号・報告第11号

○議長(平川昌昭君) 日程第5、報告第10号・報告第11号を一括議題といたします。

本件について趣旨説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長(佐藤弘幸君)(登壇) 報告第10号について、ご説明いたします。

本件につきましては、平成25年度標茶町一般会計補正予算(第5号)の専決処分でございます。

内容につきましては、磯分内下水道処理場の応急対策に要する経費として、下水道事業特別会計への繰出金の補正でございまして、補正額は229万円の増額であります。本件は10月8日をもって専決処分をさせていただきました。ご承認のほどお願い申し上げます。

議案3ページをお開き下さい。

報告第10号、専決処分した事件の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次ページをお開き下さい。

専決処分書(写)、平成25年度標茶町一般会計補正予算(第5号)は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

補正予算書1ページをお開き下さい。

平成25年度標茶町一般会計補正予算(第5号)

平成25年度標茶町の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ229万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億1,605万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

8 ページをお開き下さい。

(以下、補正予算説明書により内容説明のため記載省略)

なお、2 ページからの「第 1 表 歳入歳出予算補正」については、ただ今までの説明と重複しますので、省略させていただきます。

以上で、報告第 10 号の内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） 報告第 11 号について、ご説明いたします。

本件は、平成 25 年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）であります。磯分内終末処理場の処理能力が低下し一部未処理水がオーバーフローし、BOD が放流水質基準を超えたため、オーバーフロー防止のため緊急対応として、処理できない汚水を標茶終末処理場へ移送するための経費に係る補正予算でございます。

磯分内終末処理場は、国の下水道未普及解消の社会実験であるクイックプロジェクトにより、全国で初めて工場製作型膜分離活性汚泥法により平成 24 年 3 月に第 1 期工事として、日 71 立方メートルの処理能力で建設しております。

この処理方式は、微生物によりきれいにした水と活性汚泥を、膜でろ過して放流する処理方式です。

10 月 8 日に流入水量全量の処理ができず、オーバーフローしたため、処理水とオーバーフロー水の混合した放流水について水質検査を実施したところ、大腸菌群数やSS 等については放流基準値以下でしたが、BOD が放流水質基準を超えていたため、道に報告するとともに、釧路川下流域の釧路市浄水場、釧路水産用水汚濁防止協議会事務局、釧路開発建設部釧路河川事務所に行き、処理場からの放流水質が基準値を超えたため対応策について検討していること、また、釧路川合流部では処理場からの排水量が少ないため、途中で希釈され影響がないことを説明し、ご理解をいただけてきましたが、夜、道庁の下水道グループから、下水処理施設として放流基準値を越した水の放流をさせてはならないとの指示があったため、緊急対応として住民への節水の呼びかけを行なうとともに、処理できない汚水を標茶終末処理場に移送し対応することといたしました。

その後 10 日に、設計コンサルタント、メーカーが来町し、現状の確認等を行ない、11 日に町、設計コンサルタント、メーカーで検討した結果を基に、国・道と協議し、当面の対応策として仮設の処理施設を設置することと、それまでは標茶終末処理場に移送することとしております。

なお、処理能力が低下した原因につきましては、現在調査中ではありますが、クイックプロジェクトで建設した処理場のため、原因の究明に当たっては、国土交通省国土技術政策総合研究所がリーダーとなって、日本下水道新技術機構、設計コンサルタント、メーカーとで行い、原因究明がなされた時点で、改造等の対応をしていくこととなっております。

本件につきましては、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、平成 25 年 10 月 8 日付けで専決処分をさせていただきましたので、ご報告を申し上げ、ご承認賜ります

平成25年標茶町議会第4回臨時会会議録

ようお願い申し上げます。

議案5ページをお開きください。

報告第11号、専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次ページでございます。

専決処分書（写）

平成25年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

以下、内容について補正予算書に従いご説明申し上げます。

1ページをお開き下さい。

平成25年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成25年度標茶町の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ229万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,229万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

以下、内容について歳入歳出予算補正事項別明細書に従い説明いたします。

8ページを、お開き下さい。

（以下、補正予算説明書により内容説明のため記載省略）

なお、2ページ3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」については、ただ今までの説明と重複しますので、省略させていただきます。

以上で、報告第11号の内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに、報告第10号一般会計補正予算歳入歳出予算の補正、歳出を一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、歳入・歳出予算の補正、歳入を一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、次に報告第11号下水道事業特別会計補正予算歳入歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 社会実験ということで、聞き慣れない工場製作型規模処理施設の膜分離型というかたちで、実用と実験を合わせ持った内容で行われているのか、どうなのかということ、単費の持ち出しは一切ないんですか、これから。

○議長（平川昌昭君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） 今回の補正につきましては、維持管理に伴うものですので町の単費となります。原因が究明されまして、抜本的な対応する段階になると国の補助事業ということで、施設の改造等がなされるということになります。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

そうすると、原因が究明された時点でその単費の部分が、国のほうから補助として出てくるということなののでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） 国の事業としてではなく建設のほうでございまして、建設に係わる分につきまして国の補助が出ますけれども、今回のように維持管理に係るものにつきましては使用料で賄うということが、原則でございまして、後からそれが出てくるということとはございません。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

社会実験だということで、クイックプロジェクトに組み込まれてやっているものだから、最後まで、軌道にのるまで国で面倒みってくれるのかなというふうに思っていたものだから、ちょっと違う質問したいんですが、町長も水道課長も今調査中だということで、用途をどのへんにおいているかということが、よく分からない状況なのか、ということは、浄化槽を緊急に設置して行うわけなんだけれど、今後も長引けば補正が発生してくるのかなということが気になっているんです。もう一つ節水の話が出てたんですが、その住民に日常生活の影響というのは、あまりない程度でしょうか。

以上です。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えいたします。

このあと議案の第58号で、提案させていただきます仮設の施設の対応ができますと移送がなくなるということがございます。それと、住民に対する節水の協力の呼びかけといいますのは、磯分内地区は地下水を使用している家庭で、つなぐときに使わないときには道路の汚水桝等に流すような措置をしていただいてから接続してもらっているんですけれども、それを徹底して使わないときは処理場のほうに流れるほうではなく、切り替えをちゃんとやって、できるだけ処理場のほうへの流入水を少なくしていくというお願いをしたということがございますので、普段の生活に節水による影響があるかということ、それはない

と考えております。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

3番・菊地君。

○3番（菊地誠道君） 私も深見議員と同じような質問なんですが、今回バクテリア膜処理ということで、公共的な下水道事業の初めということなんですが、一般には工場であるとか様々なところでこういった方法の施設が普及しているわけですから、わかったのは10月8日ときいていますけれども、それから何日かたっているということで、今だに原因がつかめないのか、それと先ほどお話ありましたけれども、課長は専門家ですから、予想されるのは例えば利用の問題なのか、水温の問題なのか、水質といいますか入れるほうの問題なのか、それがバクテリア対応できないのか、だいたいの予想はついていると思うのですが、そのへんはどうでしょう。

○議長（平川昌昭君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えいたします。

今回全国で初めて工場製作型規模処理施設の膜分離型ということでやりましたけれども、工場製作型というのが、全国で初めてでありまして、膜分離といたしましては塘路の処理場でもやっております。塘路の処理場は順調に稼働しております、今のところ塘路と磯分内で明らかに違うというのが、流入水温が違います。ですから、それが何らかの原因になっているのではないのかということは、予想されますけれども、それだけがはたして原因なのか、微生物をつかって処理していますので、それぞれの処理場で微生物の構成といいますかそれが違いますので、他にも何か原因があつて、そういう水をきれいにする微生物の働きが悪くなっているのかとか、原因については今のところ分かりません。

原因につきましては、先ほど申し上げましたが国土交通省の技術政策総合研究所がリーダーとなって今月の30日に国土交通省で経過と今後の対応等を含めて関係部署での協議がございますので、それに合わせて要求された資料づくりは今していますけれども、それによって原因がいつ分かって、どんな対応でいくのかというのは、そこからのスタートとなりますので、それまでの間はこのあとの議案で提出させていただく仮設処理施設で対応していくということでご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

平成25年標茶町議会第4回臨時会会議録

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、報告第10号・報告第11号は、承認されました。

◎議案第57号・議案第58号

○議長(平川昌昭君) 日程第6、議案第57号・議案第58号を一括議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長(佐藤弘幸君) 議案第57号の提案趣旨について、ご説明いたします。

本案につきましては、平成25年度一般会計補正予算(第6号)でございまして、専決補正予算第5号の関連で、下水道事業特別会計繰出金を1,069万円追加し、総額を104億2,674万4,000円にしたいというものでございます。

歳入につきましては、地方交付税の増額で収支のバランスを図ったところであります。

以下、内容についてご説明いたします。

平成25年度標茶町一般会計補正予算(第6号)

平成25年度標茶町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,069万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億2,674万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

8ページをお開き下さい。

(以下、補正予算説明書により内容説明のため記載省略)

なお、2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」については、ただ今までの説明と重複しますので、省略させていただきます。

以上で、議案第57号の内容説明を終わります。

○議長(平川昌昭君) 水道課長・妹尾君。

○水道課長(妹尾茂樹君) 議案第58号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。本案は平成25年度標茶町下水道事業特別会計補正予算(第3号)で、磯分内処理場の処理能力が低下したことによる、対応に係る経費のための補正予算でございます。

内容といたしましては、現施設の処理能力低下を補うために、処理能力、日38.5立方メートルの浄化槽を仮設で設置するための工事請負費、原材料費と仮設処理施設が完成するまでの間に必要な移送のための業務委託費でございます。

以下、内容についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

平成25年標茶町議会第4回臨時会会議録

平成25年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成25年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,069万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,298万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について歳入歳出予算補正事項別明細書に従い説明いたします。

8ページを、お開き下さい。

（以下、補正予算説明書により内容説明のため記載省略）

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」については、ただ今までの説明と重複しますので、省略させていただきます。

以上で、議案第58号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに、議案第57号一般会計補正予算。

歳入歳出予算の補正、歳出を一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、歳入・歳出予算の補正、歳入を一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、次に議案第58号下水道事業特別会計補正予算。

歳入歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 運搬賃の関係で、お聞きをしておきたいんですが、専決で229万円は10月8日から今日まで。今回補正でみたやつは、明日からいつまでなのか。200万円代なのですが、水の汚泥処理の運搬をどういうふうにするのか、どっか専門的なところに頼んで運搬させるということになるのか、合わせてお聞きしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えいたします。

仮設の処理施設を11月8日までに完成させたいということで、今やっております

平成25年標茶町議会第4回臨時会会議録

までの移設料ということで、明日から11月8日まで17日間分を計上させていただいております。それと、移送する業者につきましては標茶衛生社に頼んでおりまして、そのダンパー車とバキューム車を使って標茶終末処理場のほうへ移送するというところでございます。

○議長（平川昌昭君） 8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 仮に原因が分かったということで、仮設の処理を11月8日までするつもりでいるのですけれども、それまでの間に、ここ1週間の間に原因が分かって何らかの処置をすれば11月8日前のときのように水はちゃんと処理できるような原因だったという場合、仮設のほうをやめたり、止めるということですか、それとも、原因がわかったとしても仮設の施設はつくるという考えかたに立っているんですか。

○議長（平川昌昭君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） 先ほどもお話いたしました、原因の究明にあたりましては、今月30日に国交省のほうで、最初の協議をするということで、原因が究明されて現状の施設でもって維持管理のやり方を変えることによって、対応できるということであれば、仮設の必要はありませんが、原因の究明が10月30日に第1回目の関係者の協議がありますので、仮設処理施設についてはどうしても必要になるというふうに、私どもでは考えております。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、歳入・歳出予算の補正、歳入を一括して質疑を許しません。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、議題2案を一括して採決いたします。

議題2案は、いずれも原案可決すべきものと決定して、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第57号・議題第58号は、原案可決すべきものと決定されました。

◎閉議の宣告

平成25年標茶町議会第4回臨時会会議録

○議長（平川昌昭君） 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（平川昌昭君） 以上で、平成25年標茶町議会第4回臨時会を閉会いたします。

（午前11時42分閉会）

平成25年標茶町議会第4回臨時会会議録

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平川昌昭

署名議員11番 熊谷善行

署名議員12番 深見 迪

署名議員13番 川村多美男